|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 令和６年度(2024年度)軽費老人ホーム低所得者利用料減免補助金交付要綱第１～第11　略（別　添）　（記号）第　　　　号指令（補助事業者等）　　令和　　年　　月　　日に申請のあった令和６年度軽費老人ホーム低所得者利用料減免事業については、申請内容のとおり承認し、補助事業等の成果を成し遂げたときは、金　　　円を補助します。ただし、次の事項を守らなければなりません。　令和　　年　　月　　日北海道○○総合振興局（振興局）長　印１　この補助金の交付の対象となる補助事業等の名称及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助事業等名 | 補助対象経費（サービスの提供に要する費用） | 補助金の額 | 完了期限 |
| 令和６年度軽費老人ホーム低所得者利用料減免事業 | 円 | 円 | 令和　年　月　日 |

２　北海道補助金等交付規則(昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。)、令和６年度軽費老人ホーム低所得者利用料減免補助金交付要綱(令和●年●月●日付け高福第●●●●号保健福祉部長決定。以下「交付要綱」という。)及びこの決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。３～23　略別記様式　略別記様式別紙　略 | 令和５年度(2023年度)軽費老人ホーム低所得者利用料減免補助金交付要綱第１～第11　略（別　添）　（記号）第　　　　号指令（補助事業者等）　　令和　　年　　月　　日に申請のあった令和５年度軽費老人ホーム低所得者利用料減免事業については、申請内容のとおり承認し、補助事業等の成果を成し遂げたときは、金　　　円を補助します。ただし、次の事項を守らなければなりません。　令和　　年　　月　　日北海道○○総合振興局（振興局）長　印１　この補助金の交付の対象となる補助事業等の名称及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助事業等名 | 補助対象経費（サービスの提供に要する費用） | 補助金の額 | 完了期限 |
| 令和５年度軽費老人ホーム低所得者利用料減免事業 | 円 | 円 | 令和　年　月　日 |

２　北海道補助金等交付規則(昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。)、令和５年度軽費老人ホーム低所得者利用料減免補助金交付要綱(令和５年４月１日付け高福第3089号保健福祉部長決定。以下「交付要綱」という。)及びこの決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。３～23　略別記様式　略別記様式別紙　略 | ・年度改正・同上・同上 |